

## 【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年2月15日
【届出者の氏名又は名称】	デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	03 - 5449 - 6310 (代表)
【事務連絡者氏名】	経営管理本部副本部長 櫻井 康芳
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社 (東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社を指します。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、ngi group株式会社を指します。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注7) 本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注8) 本書において、日数又は日時の記載は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時をいいます。
- (注9) 本書において、「営業日」は、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注10) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

## 第1【公開買付要項】

### 1【対象者名】

ngi group株式会社

### 2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

### 3【買付け等の目的】

#### (1) 本公開買付けの概要

当社は、平成24年2月14日付の当社取締役会において、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）マザーズ市場に上場している対象者普通株式を取得し、対象者を当社の子会社とすることを目的として、本公開買付けを実施することを決議いたしました。

当社は、本公開買付けに際し、対象者との間で平成24年2月14日付で資本・業務提携契約書（以下「本資本業務提携契約」といいます。）を締結しております（その概要は後記「(3) 本公開買付けに係る重要な合意等」の「本資本業務提携契約」をご参照ください。）。また、当社は、本公開買付けに際し、対象者の筆頭株主であり取締役ファウンダーである西川潔氏（所有株式数：1,679,900株、所有割合（注）：11.99%）（以下「西川氏」といいます。）及び西川氏の妻である西川こずえ氏（所有株式数：155,000株、所有割合：1.11%）（以下、総称して「西川氏ら」といいます。）との間で、平成24年2月14日付で公開買付応募契約書（以下「本公開買付応募契約」といいます。）を締結しております。本公開買付応募契約において、西川氏らは、西川氏らが所有する対象者普通株式のうち、1,437,100株（所有割合：10.25%）（以下「応募対象株式」といいます。）について本公開買付けに応募する旨を合意しております（本公開買付応募契約の概要は後記「(3) 本公開買付けに係る重要な合意等」の「本公開買付応募契約」をご参照ください。）。

本公開買付けは、4,765,400株（所有割合：34.00%）を買付予定数の下限として設定しております。従って、応募株券等の総数が買付予定数の下限（4,765,400株）に満たない場合は、当社は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。また、本公開買付けは対象者普通株式の上場廃止を企図するものではなく、当社は、本公開買付け成立後も引き続き対象者普通株式の上場を維持する方針であることから、7,148,100株（所有割合：51.00%）を買付予定数の上限として設定しております。従って、応募株券等の総数が買付予定数の上限（7,148,100株）を超える場合は、当社は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

対象者の平成24年2月14日付「デジタル・アドバイジング・コンソーシアム株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明及び資本業務提携に関するお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、本公開買付けの成立を前提とした安定した資本関係に基礎を置きつつ、本資本業務提携契約を締結し、当社との間でより強固な提携関係を構築することが、対象者の企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資すると判断し、同日開催の対象者取締役会において、審議及び決議に参加しなかった西川氏を除く取締役全員一致により、本公開買付けに賛同し、かつ、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです（当該決議に至った理由及び決議方法の詳細は後記「(3) 本公開買付けに係る重要な合意等」の「対象者の賛同」をご参照ください。）。

また、対象者プレスリリースによれば、平成24年2月14日開催の対象者取締役会において、対象者取締役会が本公開買付けに同意したため、本公開買付けは、対象者が平成19年7月13日開催の対象者取締役会において導入した「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（平成21年6月25日、平成22年6月24日及び平成23年6月23日開催の対象者取締役会において継続。）に定める大規模買付行為には該当しないとのことです。

（注）所有割合は、対象者の第15期第3四半期報告書（平成24年2月14日提出）記載の平成23年12月31日現在における発行済株式総数（13,261,000株）に、対象者の第14期有価証券報告書（平成23年6月24日提出）記載の平成23年5月31日現在の対象者の新株予約権（6,654個）のうち、平成23年6月1日から平成23年12月31日までに消滅した新株予約権として対象者から報告を受けた第3回新株予約権（3個）、第4回新株予約権（16個）、第5回新株予約権（30個）、第8回新株予約権（729個）及び第9回新株予約権（500個）を除く新株予約権（5,376個）及び対象者の第15期第3四半期報告書（平成24年2月14日提出）記載の平成23年11月24日に発行された第10回新株予約権（1,650個）の目的である対象者普通株式の数（合計754,800株）を加えた数（14,015,800株）に占める所有株式数の割合です（なお、小数点以下第三位を四捨五入しています。）。

#### (2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け成立後の経営方針 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

当社グループは、グループ・ビジョンとして「e広告プラットフォーム創造企業」を掲げ、インターネット広告枠の販売事業を中心とした様々なインターネット広告関連サービスを提供しております。具体的には、媒体社の代理又は広告主・広告会社の代理としてインターネット・モバイル広告におけるメディアレップ事業を行う「エージェント」領域、テクノロジーサービスやクリエイティブサービス等の広告関連ソリューションを提供する「DAS (Diversified Advertising Service)」領域、媒体社としての事業を行う「メディア」領域という3つの事業領域において、新しい広告ビジネスの形成・発展に寄与することを目指しております。当社グループにおいては、現在ではPC・モバイル・スマートフォンといった様々なデバイスの広告商品の企画・仕入・販売や、広告配信・広告制作等に関する最新のインターネット広告テクノロジーサービスの提供をしております。

一方、対象者及びそのグループ会社は、「インターネットの未来を創る」を企業使命として、インターネット関連事業、インベストメント&インキュベーション事業を展開しております。対象者の主力事業であるインターネット関連事業は、インターネット広告事業、及びコンシューマー向け事業で構成され、最近では特に、急速に普及しているスマートフォン向けサービスの充実を積極的に行っています。また、インベストメント&インキュベーション事業は、主にシード/アーリーステージを中心としたベンチャー企業への投資や、プレスリリース配信用代行、レンタルオフィス運営、経営管理コンサルティング等のインキュベーションサービスを提供しています。

当社は、最近のインターネット広告市場を取り巻く外部環境の大きな変化として、主に二点挙げられると考えております。一点目は、スマートフォンの急速な普及です。スマートフォンの国内販売台数及び国内契約数は、近年、大幅な増加傾向にあり、このようなスマートフォンの急速な普及を受け、近年のインターネット広告市場の成長を牽引してきたモバイル広告市場においても、スマートフォン広告に対する広告主の出稿ニーズが急速に高まっていると認識しております。

二点目は、インターネット広告関連テクノロジー、特に、広告効果を最適化するための配信技術やターゲティング技術の急速な進化です。特に、ディスプレイ広告において、欧米で先行していたDSP（注1）やSSP（注2）を使ったRTB（注3）取引が日本でも本格的に普及し始めており、テクノロジーを駆使した新たなディスプレイ広告市場が形成されつつあると考えております。

当社は、これらの大きな外部環境の変化に対してどのように的確かつ迅速に対応していくかが、今後のインターネット広告市場における競争力を大きく左右するものと考えております。

このような認識のもと、当社は、スマートフォン領域への対応として、平成22年9月に専任組織であるスマートデバイス推進部を新設しました。また、当社の連結子会社で、広告会社に対してモバイルメディアの最適な企画提案と広告枠のバイイングを行うモバイルメディアレップ事業を主力とする株式会社スパイア（以下「スパイア」といいます。）と連携し、スマートフォン広告領域への取り組みを強化してまいりました。

また、当社は、DSPやSSPといったオンライン広告の自動取引プラットフォームを提供する子会社として、平成23年2月に株式会社プラットフォーム・ワン（以下「プラットフォーム・ワン」といいます。）を設立いたしました。プラットフォーム・ワンは、平成23年6月にRTBを活用した広告取引の本格展開を開始し、その後も国内外のRTB接続パートナーとのシステム連携を順次行い、同社が運営するプラットフォームは、月間の取引先数がサイト数で約4万、広告主数で約200社に上る等、国内最大級のDSPとなっております。また、当社は、平成23年11月に、米国のトレーディングデスク事業会社であるAdnetik, Inc.と業務提携を行い、最新の広告配信技術やターゲティング技術に対応したインターネットマーケティング戦略を提供する「トレーディングサービス」を開始いたしました。

一方、対象者は、平成19年7月にモバイル関連事業者向け広告関連サービスを運営する株式会社フラクタリストを持分法適用関連会社化し、続いて平成22年12月に同社を吸収合併し、インターネット広告関連事業の強化を急速に推進することで、従来の営業投資有価証券売却益に依存した事業体質からの構造転換を行ってきました。その結果、平成24年3月期第2四半期売上高の約80%は、インターネット関連事業が占めるようになっております。対象者は、スマートフォンの普及・拡大を受けて、既存のフィーチャーフォン広告に加えて新たにスマートフォン広告の販売を強化するとともに、平成24年3月期は、スマートフォン広告の自社サービス開発にリソースを集中し、同分野におけるDSP、SSP、アドネットワークの各サービスを相次いでリリースしました。

こうした状況の中、当社は、対象者との間で、当社及び対象者の更なる成長及び企業価値向上を目的とした諸施策について平成23年10月頃より協議・検討を重ねてまいりました。その結果、当社と対象者は、モバイル広告、特に今後の急速な成長が見込めるスマートフォン広告領域における更なる競争力強化を図るために、本公開買付けにより対象者を当社の子会社とすることとし、当社は、平成24年2月14日付の当社取締役会において本公開買付けの実施を決定いたしました。これにより、当社と対象者は、両社の取引顧客及びサービスの基盤を拡大し、広告関連テクノロジーなど両社の強みを活かした事業展開を図るとともに、当社グループのモバイルメディアレップであるスパイアと、その広告販売先としての広告会社である対象者との間で、強固なバリューチェーンを構築し、スマートフォン広告領域においても取引顧客の多様なニーズに応えられるグループ体制を確立できると考えております。そこで、当社は、本公開買付けに際し、平成24年2月14日付で、対象者との間で本資本業務提携契約を締結しております（その概要は後記「(3)本公開買付けに係る重要な合意等」の「本資本業務提携契約」をご参照ください。）、

当社及び対象者は、両社のブランドと事業領域、営業活動の独自性を保ち独立性を維持しつつ、健全な競争環境下において、対象者を当社の子会社とすることで、上記に挙げた各施策を強力に推進し、急速に拡大するスマートフォン広告市場において確固たるリーディングポジションを獲得してまいります。

(注1) DSP (Demand-Side Platform) : 広告主や広告会社が使用する広告プラットフォームで、広告在庫の買付け、広告配信、掲載面・オーディエンスのターゲティング等を一括して行うことができます。

(注2) SSP (Supply-Side Platform) : 媒体社が使用する広告プラットフォームで、広告露出のタイミングにおいて最も高い単価で広告在庫を自動的に販売することができます。

(注3) RTB (Real Time Bidding) : インターネット広告枠をリアルタイムなオークション方式で自動取引する仕組みのことで、媒体側と広告主側で予め入札条件を登録し、互いの条件が合った場合に取引を成立させ、瞬時に広告を配信します。このRTBの導入により、媒体側は広告収益を最大化することができ、広告主側はその一瞬一瞬における最適な市場価格で広告露出を図ることができます。

当社は、本公開買付けにおける買付け等の価格(以下「本公開買付け価格」といいます。)を決定するに際して参考とするために、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるSMB C日興証券株式会社(以下「SMB C日興証券」といいます。)に対象者の株式価値の評価を依頼しました。なお、SMB C日興証券は、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しておりません。

SMB C日興証券は、複数の株式価値算定手法の中から対象者普通株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提のもと、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)及び市場株価法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、当社は平成24年2月13日にSMB C日興証券から算定書(以下「本算定書」といいます。)の提出を受けております。なお、当社は、本公開買付け価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)は取得しておりません。

SMB C日興証券により上記各手法において算定された、対象者普通株式の1株当たりの株式価値はそれぞれ以下のとおりです。

DCF法	322円～347円
市場株価法	225円～244円

D C F法では、対象者から提出を受けた事業計画、対象者へのマネジメント・インタビュー、買収監査（デュー・ディリジェンス）の結果、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者普通株式の1株当たりの株式価値の範囲を算定しております。

市場株価法では、最近における対象者普通株式の市場取引の状況や対象者の業績に関する直近の状況等を勘案の上、平成24年2月13日を基準日として、東京証券取引所マザーズ市場における対象者普通株式の直近1ヶ月間及び直近3ヶ月間の各期間における単純平均株価（終値）（それぞれ、244円、225円（小数点以下四捨五入。以下、単純平均株価の計算において同じです。））を基に、1株当たりの株式価値の範囲を算定しております。

当社は、本算定書の内容を参考に、当社において実施した買収監査（デュー・ディリジェンス）の結果、対象者普通株式の市場株価の動向、対象者取締役会における本公開買付けへの賛同の可否及び応募株数の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉を経て、平成24年2月14日付の当社取締役会において、本公開買付け価格を1株当たり324円とすることを決定いたしました。

なお、本公開買付け価格は、本公開買付けの開始を公表した平成24年2月14日の前営業日である平成24年2月13日の東京証券取引所マザーズ市場における対象者普通株式の終値267円に対して21.35%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアムの計算において同じです。）、平成24年2月13日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値244円に対して32.79%、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値225円に対して44.00%、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値231円に対して40.26%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっております。また、本公開買付け価格は、本書提出日の前営業日である平成24年2月14日の東京証券取引所マザーズ市場における対象者普通株式の終値261円に対しては24.14%のプレミアムを加えた価格となっております。

#### 本公開買付け成立後の経営方針

上記記載の諸施策を実行に移し、両社の更なる成長及び企業価値向上を達成するために、当社は、後記「(3)本公開買付けに係る重要な合意等」の「本資本業務提携契約」に記載のとおり、本資本業務提携契約において、対象者との間で、対象者が、平成24年6月以降に開催予定の各定時株主総会において、取締役候補者の過半数（但し、当社の対象者株式所有割合（当社が所有する対象者の株式の数が、対象者の発行済株式総数に対象者の発行する新株予約権、新株予約権付社債その他対象者の株式の発行又は付与を受ける権利の目的となる株式の数を加えた数に占める割合をいい、以下同じとします。）が50%を上回る場合は、当社及び対象者で協議の上、過半数又は半数以下で当社が指定する数）を当社が指名する者とする取締役選任議案を上程し、同株主総会において議案が可決されるように必要な行為を行うことに合意しております。

### (3)本公開買付けに係る重要な合意等

#### 対象者の賛同

対象者プレスリリースによれば、対象者としても、当社グループの一員となることにより、モバイル広告、特に今後の急速な成長が見込めるスマートフォン広告領域における両社の強みを活かした事業展開や取引顧客・サービス拡大と、それによるスマートフォン広告領域での更なる競争力強化を図れると考えているとのことです。

そして、対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けの成立を前提とした安定した資本関係に基礎を置きつつ、本資本業務提携契約を締結し、当社との間でより強固な提携関係を構築することが、対象者の企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資すると判断し、また、当社及び対象者とは独立した第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（以下「ブルータス・コンサルティング」といいます。）から取得した対象者の株式価値に関する算定書を踏まえて本公開買付けに関する諸条件その他の事情について慎重に検討した上で、本公開買付け価格その他の条件は妥当で、対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、平成24年2月14日開催の対象者取締役会において、審議及び決議に参加しなかった西川氏を除く取締役全員一致により、本公開買付けに賛同し、かつ、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。なお、対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役ファウンダーである西川氏は、対象者の筆頭株主であり（所有株式数：1,679,900株、所有割合：11.99%）、かつ、当社との間で、応募対象株式について本公開買付けに応募する旨の合意をしているため、利益相反を回避し、取引の公正性に万全を期す意味から、本公開買付けに係る意見表明に関する全ての審議及び決議には参加していないとのことです。

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、当該決議に先立ち、当社及び対象者とは独立した第三者算定機関であるブルータス・コンサルティングに対象者の株式価値の算定を依頼し、平成24年2月14日付で同社より対象者の株式価値に関する算定書を取得したとのことです。なお、対象者は、ブルータス・コンサルティングから、本公開買付け価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得していないとのことです。

対象者プレスリリースによれば、ブルータス・コンサルティングは対象者の株式価値を算定するにあたり、対象者の財務状況、対象者普通株式の市場価値の動向等について検討を行った上で、D C F法及び市場株価法の手法を用いて対象

者の株式価値の算定を実施したとのことです。同株式価値算定書によりますと、DCF法では315円から328円、市場株価法では225円から267円でのレンジが対象者の株式価値の算定結果となっているとのことです。

まずDCF法では、対象者の事業計画、直近までの業績と動向等の諸要素を考慮した平成24年2月以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を315円から328円までと分析しているとのことです。

次に市場株価法では、本公開買付け公表日の前営業日である平成24年2月13日を基準日として、東京証券取引所マザーズ市場における対象者の普通株式の直近1ヶ月平均の普通取引終値の単純平均値(244円)、直近3ヶ月平均の普通取引終値の単純平均値(225円)、直近6ヶ月平均の普通取引終値の単純平均値(231円)を基に、普通株式1株当たりの価値の範囲を225円から267円までと分析しているとのことです。

なお、対象者の平成23年12月31日現在の純資産合計から算出した株価純資産倍率(PBR)は1倍を割れておりますが、対象者の資産には上場営業有価証券等の不確定要素も含まれており、また、対象者は、対象者の株式価値を算定するにあたってはDCF法による評価結果が対象者の将来の収益力及び成長性を反映している点等を勘案し、DCF法による分析結果を最も重視し、当該分析結果の範囲内で、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募の推奨について検討を行い、応募を推奨する旨を決議したとのことです。

#### 本資本業務提携契約

本資本業務提携契約の概要は以下のとおりです。

##### (i) 目的

当社及び対象者は、本公開買付けによって、当社が対象者を子会社とし、両社が事業上の連携等を行うことで、両社の事業上のシナジーを実現させ、両社の企業価値を向上させることを目的とする。

##### ( ) 業務提携

当社及び対象者は、本公開買付けが成立したことを条件として、モバイル広告、特に今後の急速な成長が見込めるスマートフォン広告領域において、更なる競争力強化を図るために、両社の取引顧客及びサービスの基盤拡大や、広告関連テクノロジーなど両社の強みを活かした事業展開に向けた業務提携を実施する。但し、当社は、対象者の独立性を尊重する。

##### ( ) 資本提携

- ・対象者は、当社が本公開買付けを実施することを条件として、(A)本資本業務提携契約締結日に、(i)取締役会決議により、対象者が導入している大規模買付ルールに関して、本公開買付けが当該大規模買付ルールの対象となる大規模買付行為に該当しないことを確認する旨を決議するとともに、( )取締役会決議により本公開買付けに賛同し、対象者の普通株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨を決定し、( )当該決定について東京証券取引所の規則の定めるところにより公表し、(B)本公開買付けが開始された日に当社が法令に従い公開買付け届出書を提出した場合は、同日に法令に従い当該決定の内容を記載した意見表明報告書を提出する。なお、対象者は、かかる意見表明報告書(その訂正報告書を含む。)に、法第27条の10第2項第2号に定める事項を記載しない。
- ・対象者は、本公開買付けの期間中、(i)本公開買付けに賛同し、対象者の普通株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の取締役会決議を維持し、変更又は撤回せず、( )当社以外の者が対象者の発行する株券等を対象とする公開買付け(以下「対抗公開買付け」という。)を開始し、又は開始することを公表した場合であっても、対抗公開買付けに賛同せず、かつ、賛同する旨を公表しない。但し、対抗公開買付けに賛同せず、又は、賛同する旨を公表しないことが対象者の取締役の忠実義務違反又は善管注意義務違反を構成することが客観的に明らかな場合はこの限りではない。

##### ( ) 対象者の取締役構成

- ・本公開買付けが成立した場合、対象者は平成24年6月以降に開催予定の各定時株主総会において、取締役候補者の過半数(但し、当社の対象者株式所有割合が50%を上回る場合は、当社及び対象者で協議の上、過半数又は半数以下で当社が指定する数)を当社が指名する者とする取締役選任議案を上程し、同株主総会において議案が可決されるように必要な行為を行う。
- ・対象者は、対象者の取締役の過半数が、当社が指名する取締役でない限り、当社の対象者株式所有割合を希釈化させるおそれのある行為(組織再編による場合を含む。)、及び対象者の財務、事業、キャッシュフロー等に重大な悪影響を及ぼすおそれのある行為をする場合には予め当社の書面による同意を得なければならない。但し、対象者の取締役又は執行役が当該職務としての善管注意義務及び忠実義務を履行するために必要な行為を行う場合には、当社の同意を得ることは要しないが、事前に当社に当該行為の必要性について説明し、当社と誠実に協議を行う。
- ・対象者は、本公開買付け成立後、当社の指定する対象者の取締役及び執行役が、対象者の取締役及び執行役に在任し続けるよう、最大限努力する。

##### (v) 上場維持

当社及び対象者は、本公開買付け成立後においても、対象者の株式が上場を維持できるよう誠実に努力する。

( ) 対象者株式の譲渡

当社が第三者に対してその保有する対象者の株式を譲渡する場合、当社は、当該株式の譲渡の実行の2週間前までに対象者に対し書面により通知する。

( ) 契約の解除等

当社及び対象者は、本公開買付けの成立後、(あ)相手方に本契約上の義務の重大な違反があり、相手方に対する催告後30日以内に当該違反が解消されない場合、及び(い)相手方につき、破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算その他これらに類する法的倒産手続の開始申立がなされた場合には、相手方に対する書面による通知により、本契約を将来に向けて終了させることができる。

### 本公開買付け応募契約

当社は本公開買付けにあたり、西川氏らとの間で、平成24年2月14日付で本公開買付け応募契約を締結し、応募対象株式について本公開買付けに応募する旨を合意しております。

その他、本公開買付け応募契約の概要は以下のとおりです。

( i ) 議決権の行使

西川氏らは、本公開買付けが成立した場合であって、平成24年6月に開催予定の対象者の定時株主総会（以下「本定時株主総会」という。）において応募対象株式のうち本公開買付けの決済が完了したのものにつき議決権を有するときは、本定時株主総会における当該議決権の行使について当社の指示に従う。

( ) 対象者の役員選任に関する協力

西川氏は、本公開買付けが成立した場合、本定時株主総会において、当社の指名する者を対象者の取締役又は監査役に選任する旨の議案が上程されるよう、当社の要請に従い、対象者の取締役として必要な協力を行う。

( ) 本公開買付け応募契約の解除（注1）

西川氏らは、(a)当社に本公開買付け応募契約に規定される表明及び保証（注2）の重大な違反が存在する場合、又は(b)当社に本公開買付け応募契約に定める義務（注3）の重大な違反が存在する場合には、本公開買付け応募契約を解除することができる。

当社は、(a)西川氏らに本公開買付け応募契約に規定される表明及び保証（注4）の重大な違反が存在する場合、(b)西川氏らに本公開買付け応募契約に定める義務（注5）の重大な違反が存在する場合、又は(c)本公開買付けに賛同し株主に応募を推奨する旨の対象者の取締役会決議が行われず、当該取締役会決議が変更・撤回され、当該取締役会決議が行われた旨が公表されず、当該取締役会決議が変更・撤回された旨が公表され、若しくは当該取締役会決議が行われた旨を記載した意見表明報告書が対象者より提出されることが確実ではないと当社が合理的に判断した場合には、本公開買付け応募契約を解除することができる。

（注1）西川氏ら又は当社のいずれかによって本公開買付け応募契約が解除された場合であっても、西川氏らがその任意の裁量により本公開買付けに応募することは禁止又は制限されておられません。

（注2）本公開買付け応募契約において、当社は、( i ) 当社の適法・有効な設立及び存続、( ) 本公開買付け応募契約の締結及び履行に必要な権限及び権能の存在並びに必要な手続の履践、( ) 本公開買付け応募契約の法的拘束力及び強制執行可能性、( ) 本公開買付け応募契約の締結及び履行に必要な許認可等の取得・実施・履践、( v ) 本公開買付け応募契約の締結及び履行の法令等との抵触の不存在、並びに( ) 反社会的勢力との関係の不存在を表明及び保証しております。

（注3）本公開買付け応募契約において、当社は、秘密保持義務及び契約上の地位の譲渡等の禁止義務等を負っております。

（注4）本公開買付け応募契約において、西川氏らは、西川氏らに関する事項として( i ) 西川氏らが日本国に居所を有する自然人であること、( ) 本公開買付け応募契約の締結及び履行に必要な権利能力及び行為能力の存在、( ) 本公開買付け応募契約の法的拘束力及び強制執行可能性、( ) 本公開買付け応募契約の締結及び履行に必要な許認可等の取得・実施・履践、( ) 本公開買付け応募契約の締結及び履行の法令等との抵触の不存在、( ) 反社会的勢力との関係の不存在、並びに( ) 対象者普通株式の適法かつ有効な所有等、所有する対象者株式に関する負担・制限等の不存在、潜在株式等の不存在を、また、対象者グループ（対象者並びにその連結子会社及び持分法適用関連会社をいいます。以下同じとします。）に関する事項として( i ) 適法・有効な設立及び存続、( ) 反社会的勢力との関係の不存在、( ) 発行済株式の数、それらの適法かつ有効な発行、潜在株式等の不存在、対象者の株式の取扱い又は経営に関する事項等に関する合意の不存在等、( ) 有価証券報告書等の正確性、( v ) 財務諸表の正確性・公正性及び簿外債務等の不存在、( ) 後発事象の不存在、( ) 締結する重要な契約の法的拘束力及び強制執行可能性、当該契約についての訴訟・クレーム等の不存在、競業避止義務等の不存在、組合における追加出資義務の不存在等、( ) 事業の遂行上必要な資産の適法かつ有効な所有等又は使用権限、当該資産の使用についての支障の存

在、( )事業の遂行上必要な知的財産権の適法かつ有効な所有等又は使用権限、当該知的財産権の使用についての支障の不存在、当該知的財産権についての侵害通知等の不存在等、( )所有又は使用するシステム等の適切な保守等、当該システム等の使用についての支障の不存在、( )労働関連の法令等の違反、未払賃金、労働紛争の不存在等、( )公租公課等の適時かつ適法な支払い等、(x )法令等の遵守、(x )訴訟等の不存在、(xv)西川氏ら及びその関係者との間の契約等の不存在、(x )開示情報の正確性等、及び未開示の重要事実の不存在、並びに(x )本公開買付応募契約に関連する西川氏らのアドバイザー等への支払いに係る当社又は対象者グループの負担の不存在を表明及び保証しております。

(注5) 本公開買付応募契約において、西川氏らは、上記に記載した各義務のほか、( i )対象者をして通常の業務の範囲外の行為を行わせない義務、( )本公開買付けと抵触する勧誘行為等の禁止義務、( )本公開買付けへの応募以外の方法による対象者普通株式の第三者への処分等又は対象者普通株式の取得等の禁止義務、( )株主権の不行使、( v )対象者の事業との競業禁止義務・対象者役職員の勧誘等禁止義務、( )西川氏の対象者取締役在任中における忠実義務、善管注意義務及び職務専念義務、( )秘密保持義務、並びに( )契約上の地位の譲渡等の禁止義務等を負っております。

(4) 本公開買付けの後、対象者の株券等を更に取得する予定の有無、理由、内容

当社は、対象者を子会社化することを企図しており、現時点において、本公開買付けによりその目的を達した場合には、対象者普通株式を更に取得することは予定しておりません。



## (5) 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者普通株式は、本書提出日現在、東京証券取引所マザーズ市場に上場されておりますが、当社は、本公開買付け成立後も引き続き対象者普通株式の上場を維持する方針です。そのため、本公開買付けにおいては、7,148,100株（所有割合：51.00%）を買付予定数の上限として設定しており、本公開買付け後、当社が所有する対象者普通株式の数は、最大で7,148,100株（所有割合：51.00%）にとどまる予定ですので、上場は維持される見込みです。

## 4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

## (1) 【買付け等の期間】

## 【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成24年2月15日（水曜日）から平成24年3月13日（火曜日）まで（20営業日）
公告日	平成24年2月15日（水曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス <a href="http://info.edinet-fsa.go.jp/">http://info.edinet-fsa.go.jp/</a> ）

## 【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

法第27条の10第3項の規定により、対象者から本公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間が延長され、この場合には、公開買付期間は、30営業日、平成24年3月28日（水曜日）までとなります。なお、当社は対象者との間で、本資本業務提携契約において、意見表明報告書（その訂正報告書を含む。）に、法第27条の10第2項第2号に定める事項を記載しないことを合意しております。

## 【期間延長の確認連絡先】

デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号

電話番号03-5449-6310（代表） 経営管理本部副本部長 櫻井 康芳

確認受付時間 平日10時から17時まで（土曜、日曜及び祝日を除きます。）

## (2)【買付け等の価格】

株券	普通株式 1 株につき、金324円
新株予約権証券	-
新株予約権付社債券	-
株券等信託受益証券 ( )	-
株券等預託証券 ( )	-
算定の基礎	<p>当社は、本公開買付価格を決定するに際して参考とするために、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるS M B C日興証券に対象者の株式価値の評価を依頼しました。なお、S M B C日興証券は、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しておりません。</p> <p>S M B C日興証券は、複数の株式価値算定手法の中から対象者普通株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提のもと、D C F法及び市場株価法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、当社は平成24年2月13日にS M B C日興証券から本算定書の提出を受けております。なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）は取得していません。</p> <p>S M B C日興証券により上記各手法において算定された、対象者普通株式の1株当たりの株式価値はそれぞれ以下のとおりです。</p> <p style="margin-left: 40px;">D C F法            322円～347円 市場株価法        225円～244円</p> <p>D C F法では、対象者から提出を受けた事業計画、対象者へのマネジメント・インタビュー、買収監査（デュー・ディリジェンス）の結果、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者普通株式の1株当たりの株式価値の範囲を算定しております。</p> <p>市場株価法では、最近における対象者普通株式の市場取引の状況や対象者の業績に関する直近の状況等を勘案の上、平成24年2月13日を基準日として、東京証券取引所マザーズ市場における対象者普通株式の直近1ヶ月間及び直近3ヶ月間の各期間における単純平均株価（終値）（それぞれ、244円、225円）を基に、1株当たりの株式価値の範囲を算定しております。</p> <p>当社は、本算定書の内容を参考に、当社において実施した買収監査（デュー・ディリジェンス）の結果、対象者普通株式の市場株価の動向、対象者取締役会における本公開買付けへの賛同の可否及び応募株数の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉を経て、平成24年2月14日付の当社取締役会において、本公開買付価格を1株当たり324円とすることを決定いたしました。</p> <p>なお、本公開買付価格は、本公開買付けの開始を公表した平成24年2月14日の前営業日である平成24年2月13日の東京証券取引所マザーズ市場における対象者普通株式の終値267円に対して21.35%、平成24年2月13日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値244円に対して32.79%、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値225円に対して44.00%、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値231円に対して40.26%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっております。また、本公開買付価格は、本書提出日の前営業日である平成24年2月14日の東京証券取引所マザーズ市場における対象者普通株式の終値261円に対しては24.14%のプレミアムを加えた価格となっております。</p>

<p>算定の経緯</p>	<p>(本公開買付価格の決定に至る経緯)</p> <p>当社は、対象者との間で、当社及び対象者の更なる成長及び企業価値向上を目的とした諸施策について平成23年10月頃より協議・検討を重ねてまいりました。その結果、当社と対象者は、モバイル広告、特に今後の急速な成長が見込めるスマートフォン広告領域における更なる競争力強化を図るために、本公開買付けにより対象者を当社の子会社とすることとし、平成24年2月14日付で本資本業務提携契約を締結するとともに、当社は、同日付の当社取締役会において本公開買付けを実施することを決定いたしました。これにより、当社と対象者は、両社の取引顧客及びサービスの基盤を拡大し、広告関連テクノロジーなど両社の強みを活かした事業展開を図るとともに、当社グループのモバイルメディアレップであるスパイアと、その広告販売先としての広告会社である対象者との間で、強固なバリューチェーンを構築し、スマートフォン広告領域においても取引顧客の多様なニーズに応えられるグループ体制を確立できると考えております。また、同日付で西川氏らとの間で本公開買付応募契約を締結しました。</p> <p>当社は、以下の経緯により本公開買付価格を決定いたしました。</p> <p>算定の際に意見を聴取した第三者の名称</p> <p>当社は、本公開買付価格を決定するに際して参考とするために、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるS M B C日興証券に対象者の株式価値の評価を依頼しました。なお、S M B C日興証券は、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しておりません。</p> <p>当社は、平成24年2月13日にS M B C日興証券から本算定書の提出を受けております。なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)は取得しておりません。</p> <p>当該意見の概要</p> <p>S M B C日興証券は、複数の株式価値算定手法の中から対象者普通株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提のもと、D C F法及び市場株価法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行いました。</p> <p>S M B C日興証券により上記各手法において算定された、対象者普通株式の1株当たりの株式価値はそれぞれ以下のとおりです。</p> <table data-bbox="491 1294 817 1361"> <tr> <td>D C F法</td> <td>322円～347円</td> </tr> <tr> <td>市場株価法</td> <td>225円～244円</td> </tr> </table> <p>D C F法では、対象者から提出を受けた事業計画、対象者へのマネジメント・インタビュー、買収監査(デュー・ディリジェンス)の結果、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者普通株式の1株当たりの株式価値の範囲を算定しております。</p> <p>市場株価法では、最近における対象者普通株式の市場取引の状況や対象者の業績に関する直近の状況等を勘案の上、平成24年2月13日を基準日として、東京証券取引所マザーズ市場における対象者普通株式の直近1ヶ月間及び直近3ヶ月間の各期間における単純平均株価(終値)(それぞれ、244円、225円)を基に、1株当たりの株式価値の範囲を算定しております。</p>	D C F法	322円～347円	市場株価法	225円～244円
D C F法	322円～347円				
市場株価法	225円～244円				

当該意見を踏まえて本公開買付価格を決定するに至った経緯

当社は、本算定書の内容を参考に、当社において実施した買収監査（デュー・ディリジェンス）の結果、対象者普通株式の市場株価の動向、対象者取締役会における本公開買付けへの賛同の可否及び応募株数の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉を経て、平成24年2月14日付の当社取締役会において、本公開買付価格を1株当たり324円とすることを決定いたしました。

（対象者における買付価格の公正性を担保するための措置）

他方、対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けの成立を前提とした安定した資本関係に基礎を置きつつ、本資本業務提携契約を締結し、当社との間でより強固な提携関係を構築することが、対象者の企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資すると判断し、また、当社及び対象者とは独立した第三者算定機関であるブルータス・コンサルティングから取得した対象者の株式価値に関する算定書を踏まえて本公開買付けに関する諸条件その他の事情について慎重に検討した上で、本公開買付価格その他の条件は妥当で、対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、平成24年2月14日開催の対象者取締役会において、審議及び決議に参加しなかった西川氏を除く取締役全員一致により、本公開買付けに賛同し、かつ、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。なお、対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役ファウンダーである西川氏は、対象者の筆頭株主であり（所有株式数：1,679,900株、所有割合：11.99%）、かつ、当社との間で、応募対象株式について本公開買付けに応募する旨の合意をしているため、利益相反を回避し、取引の公正性に万全を期す意味から、本公開買付けに係る意見表明に関する全ての審議及び決議には参加していないとのことです。

次に、対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、当該決議に先立ち、当社及び対象者とは独立した第三者算定機関であるブルータス・コンサルティングに対象者の株式価値の算定を依頼し、平成24年2月14日付で同社より対象者の株式価値に関する算定書を取得したとのことです。なお、対象者は、ブルータス・コンサルティングから、本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得していないとのことです。

対象者プレスリリースによれば、ブルータス・コンサルティングは対象者の株式価値を算定するにあたり、対象者の財務状況、対象者普通株式の市場価値の動向等について検討を行った上で、DCF法及び市場株価法の手法を用いて対象者の株式価値の算定を実施したとのことです。同株式価値算定書によりますと、DCF法では315円から328円、市場株価法では225円から267円でのレンジが対象者の株式価値の算定結果となっているとのことです。

まずDCF法では、対象者の事業計画、直近までの業績と動向等の諸要素を考慮した平成24年2月以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を315円から328円までと分析しているとのことです。

次に市場株価法では、本公開買付け公表日の前営業日である平成24年2月13日を基準日として、東京証券取引所マザーズ市場における対象者の普通株式の直近1ヶ月平均の普通取引終値の単純平均値（244円）、直近3ヶ月平均の普通取引終値の単純平均値（225円）、直近6ヶ月平均の普通取引終値の単純平均値（231円）を基に、普通株式1株当たりの価値の範囲を225円から267円までと分析しているとのことです。

	<p>なお、対象者の平成23年12月31日現在の純資産合計から算出した株価純資産倍率（PBR）は1倍を割れておりますが、対象者の資産には上場営業有価証券等の不確定要素も含まれており、また、対象者は、対象者の株式価値を算定するにあたってはDCF法による評価結果が対象者の将来の収益力及び成長性を反映している点等を勘案し、DCF法による分析結果を最も重視し、当該分析結果の範囲内で、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募の推奨について検討を行い、応募を推奨する旨を決議したとことです。</p>
--	--

（3）【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
7,148,100（株）	4,765,400（株）	7,148,100（株）

（注1） 応募株券等の総数が買付予定数の下限（4,765,400株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の上限（7,148,100株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。なお、対象者は平成23年10月1日を効力発生日として、平成23年9月30日最終の株主名簿に記録された株主が所有する対象者普通株式を1株につき100株の割合をもって分割する株式分割を実施しております。

（注2） 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。なお、対象者が平成24年2月14日付で公表した「平成24年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」によれば、対象者は平成23年12月31日現在自己株式を所有していません。

（注3） 単元未満株式についても、本公開買付けの買付け等の対象となります。なお、対象者は平成23年10月1日を効力発生日として、平成23年9月30日最終の株主名簿に記録された株主が所有する対象者普通株式を1株につき100株の割合をもって分割する株式分割を実施し、同時に平成23年10月1日を効力発生日として単元株制度（単元株式数100株）を採用しております。

（注4） 公開買付期間の末日までに、対象者の新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行される対象者普通株式も本公開買付けの買付け等の対象となります。

## 5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	71,481
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年2月15日現在)(個)(d)	-
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年2月15日現在)(個)(g)	480
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成23年9月30日現在)(個)(j)	132,610
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	52.01
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100)(%)	52.36

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数の上限(7,148,100株)に係る議決権の数です。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年2月15日現在)(g)」は、特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数を記載しております。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成23年9月30日現在)(j)」は、対象者の第15期第3四半期報告書(平成24年2月14日提出)記載の平成23年9月30日現在の対象者の総株主等の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては対象者の新株予約権の行使により発行される可能性のある対象者普通株式についても買付け等の対象となるため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者の第15期第3四半期報告書(平成24年2月14日提出)記載の平成23年12月31日における発行済株式総数(13,261,000株)に、対象者の第14期有価証券報告書(平成23年6月24日提出)に記載された平成23年5月31日現在の対象者の新株予約権(6,654個)のうち、公開買付期間に権利行使期間が到来しない第9回新株予約権(1,570個)並びに平成23年6月1日から平成23年12月31日までに消滅した新株予約権として対象者から報告を受けた第3回新株予約権(3個)、第4回新株予約権(16個)、第5回新株予約権(30個)及び第8回新株予約権(729個)を除く新株予約権(4,306個)の行使により発行される可能性のある対象者普通株式の数(482,800株)を加えた13,743,800株に係る議決権の数(137,438個)を「対象者の総株主等の議決権の数(平成23年9月30日現在)(j)」として計算しております。

(注4) 本公開買付けにおいては、特別関係者の所有する株券等についても買付け等の対象となるため、特別関係者から応募があった場合には特別関係者による応募株券等の全部又は一部の買付け等を行うこととなります。かかる買付け等を行った場合には、上記「買付け等を行った後における株券等所有割合」は52.36%を下回ることとなります。

(注5) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

## 6【株券等の取得に関する許可等】

### (1)【株券等の種類】

普通株式

### (2)【根拠法令】

当社は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対し、本公開買付けによる対象者普通株式の取得（以下「本件株式取得」といいます。）に関する計画をあらかじめ届け出なければならず（以下、当該届出を「事前届出」といいます。）、同条第8項により事前届出が受理された日から30日（短縮される場合もあります。）を経過するまでは本件株式取得をすることができません（以下、本件株式取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。）。

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができます（同法第17条の2第1項。以下「排除措置命令」といいます。）。上記の事前届出が行なわれた場合で、公正取引委員会が排除措置命令を発令するときは、公正取引委員会は、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません（同法第49条第5項。以下「排除措置命令の事前通知」といいます。）、排除措置命令の事前通知は、一定の期間（上記の事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。）内に行うこととされています（同法第10条第9項）。

なお、公正取引委員会は、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知（以下「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。）をするものとされており（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和28年公正取引委員会規則第1号）第9条）。

当社は、本件株式取得に関して、平成24年1月12日付で公正取引委員会に対し事前届出を行い、同日付で受理されております。従って本件株式取得に関しては、平成24年2月11日の経過をもって取得禁止期間は終了しており、また、当社は、公正取引委員会から平成24年1月26日付で排除措置命令を行わない旨の通知を受領したため、措置期間は平成24年1月26日をもって終了しております。

### (3)【許可等の日付及び番号】

許可等の日付 平成24年1月26日（排除措置命令を行わない旨の通知を受けたことによる）

許可等の番号 平成24年1月26日付公経企第46号（排除措置命令を行わない旨の通知書の番号）

## 7【応募及び契約の解除の方法】

### (1)【応募の方法】

公開買付代理人

S M B C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方(以下「応募株主等」といいます。)は、公開買付代理人の本店若しくは国内各営業店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、公開買付期間の末日の15時30分までに応募してください(但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。)。また、当該応募に際しては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座(以下「応募株主口座」といいます。)に、応募株券等が記録されている必要があります。なお、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を通じた応募の受付は行われません。

応募株主等は、応募に際しては、上記「公開買付応募申込書」とともに、ご印鑑をご用意ください。また、公開買付代理人に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります。口座を開設される場合には、本人確認書類(注1)をご提出いただく必要があります。

外国の居住者である株主(法人株主を含みます。以下「外国人株主等」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人(以下「常任代理人」といいます。)を通じて応募してください。また、本人確認書類(注1)をご提出いただく必要があります。

居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税(注2)の適用対象となります。

公開買付代理人の本店若しくは国内各営業店において、公開買付期間の末日の15時30分まで応募の受付をします(但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。)。

応募に際して、応募株券等が公開買付代理人の応募株主口座に記録されていない場合は、公開買付代理人が、当該応募株券等につき、当該応募株主口座への振替手続が完了したことを確認してからの受付となります。

対象者の特別口座の口座管理機関である住友信託銀行株式会社に開設された特別口座に記録されている株券等については、特別口座に記録されている状態では応募することができません。当該応募株券等につき公開買付代理人の応募株主口座への振替手続を行う必要があります。公開買付代理人が、当該応募株券等につき、公開買付代理人の応募株主口座への振替手続が完了して公開買付代理人の応募株主口座に記録されていることを確認してからの受付となります。なお、振替手続には一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。また、一度応募株主口座へ振替られた応募株券等については再度特別口座へ記録することはできません。

公開買付期間の末日までに、対象者の新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行される対象者普通株式も本公開買付けの買付け等の対象とします。

#### (注1) 本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合、又は外国人株主等が常任代理人を通じて応募される場合には、次の本人確認書類が必要になります。

個人

〔有効期限内の原本〕

運転免許証、各種健康保険証、各種年金手帳、各種福祉手帳、住民基本台帳カード(氏名・住所及び生年月日の記載のあるもの)、パスポート、外国人登録証明書

〔発行から6ヶ月以内の原本〕

住民票の写し、印鑑証明書、住民票の記載事項証明書、外国人登録原票の写し、外国人登録原票の記載事項証明書

住民票の写し等は発行者の印・発行日が記載されているページまで必要となります。

各種健康保険証の場合には、ご住所の記載もれ等がないかをご確認ください。

郵送でのお申込みの場合、いずれかの書類の原本かコピーをご用意ください。運転免許証等の裏面に住所の訂正が記載されている場合は裏面のコピーもご提出ください。



## 法人

## 登記簿謄本

法人自体の本人確認に加え、代表者若しくは代理人・取引担当者個人（契約締結の任に当たる者）の本人確認書類（上記「個人」と同様）

## 外国人株主等

常任代理人に係る上記書類に加えて、常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書（当該外国人株主等の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の所在地の記載のあるものに限り、）の写し、並びに常任代理人が金融機関以外の場合には日本国政府が承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの

（注2） 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（居住者である個人株主の場合）

個人株主の方につきましては、株式等の譲渡は原則として申告分離課税の適用対象となります。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家に各自ご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

## （2）【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。

解除書面を受領する権限を有する者

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

（その他のS M B C 日興証券株式会社国内各営業店）

## （3）【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「（2）契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除をした場合には、解除手続終了後速やかに、後記「10 決済の方法」の「（4）株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

## （4）【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

## 8【買付け等に要する資金】

## (1)【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	2,315,984,400
金銭以外の対価の種類	-
金銭以外の対価の総額	-
買付手数料(b)	32,000,000
その他(c)	3,000,000
合計(a) + (b) + (c)	2,350,984,400

(注1) 「買付代金(a)」欄は、本公開買付けにおける買付予定数の上限(7,148,100株)に、普通株式1株当たりの本公開買付価格(324円)を乗じた金額です。

(注2) 「買付手数料(b)」欄は、公開買付代理人に支払う手数料の見積額です。

(注3) 「その他(c)」欄は、本公開買付けに関する新聞公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用につき、その見積額です。

(注4) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

## (2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

## 【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
普通預金	3,705,305
定期預金	305,000
計(a)	4,010,305

## 【届出日前の借入金】

## イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	-	-	-	-
計				-

## ロ【金融機関以外】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
	-	-	-	-
	-	-	-	-
計				-

## 【届出日以後に借入を予定している資金】

## イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	-	-	-	-
計(b)				-

## ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
-	-	-	-
-	-	-	-
計(c)			-

## 【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
-	-
計(d)	-

## 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

4,010,305千円 ( (a) + (b) + (c) + (d) )

## (3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

## 9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

## 10 【決済の方法】

## (1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

## (2) 【決済の開始日】

平成24年3月19日(月曜日)

法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間が延長され、この場合には、平成24年4月3日(火曜日)となります。なお、当社は対象者との間で、本資本業務提携契約において、意見表明報告書(その訂正報告書を含む。)に、法第27条の10第2項第2号に定める事項を記載しないことを合意しております。

## (3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

#### (4) 【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、返還することが必要な株券等を、公開買付期間の末日の翌々営業日（本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）に、公開買付代理人の応募株主口座上で、応募が行われた時の状態（応募が行われた時の状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。）に戻します。

なお、返還することが必要な株券等を公開買付代理人以外の金融商品取引業者へ振替手続される場合は、株券等を管理する口座区分により振替日が異なる場合がございますので、応募の受付をされた公開買付代理人の本店若しくは国内各営業店にご確認ください。

### 11 【その他買付け等の条件及び方法】

#### (1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限（4,765,400株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の上限（7,148,100株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に1単元未満の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たない場合は、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等の中から順次、各応募株主等につき1単元（追加して1単元の買付けを行うと応募株数を超える場合は応募株数までの数。）の応募株券等の買付けを行います。但し、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付けを行う株主を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元（あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数）減少させるものとします。但し、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主を決定します。

#### (2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至リ及びワ乃至ソ、第2号、第3号イ乃至チ及びヌ、第5号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、令第14条第1項第3号ヌについては、同号イからリまでに掲げる事由に準ずる事項として、以下の事項のいずれかに該当する場合をいいます。

対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合

対象者の重要な子会社に令第14条第1項第3号イからリまでに掲げる事実が発生した場合

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

( 3 ) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

対象者が公開買付期間中に、法第27条の6第1項第1号の規定により令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

( 4 ) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。

( 5 ) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

( 6 ) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

( 7 ) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

( 8 ) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において又は米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けに応募する方（外国人株主等の場合はその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

## 第2【公開買付者の状況】

## 1【会社の場合】

## (1)【会社の概要】

【会社の沿革】

【会社の目的及び事業の内容】

【資本金の額及び発行済株式の総数】

【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (千株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合(%)
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
計	-	-	-

【役員の職歴及び所有株式の数】

平成 年 月 日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
計					-

## (2)【経理の状況】

【貸借対照表】

【損益計算書】

【株主資本等変動計算書】

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第14期（自 平成21年12月1日 至 平成23年3月31日）平成23年6月29日 関東財務局長に提出

（注）当社は、第14期より決算期を毎年11月30日から毎年3月31日に変更しております。これに伴い、第14期連結会計年度及び第14期事業年度は平成21年12月1日から平成23年3月31日までの16ヵ月間となっております。

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第15期第3四半期（自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日）平成24年2月10日 関東財務局長に提出

ハ【訂正報告書】

訂正報告書（上記第14期有価証券報告書の訂正報告書）を平成23年8月26日に関東財務局長に提出

【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社大阪証券取引所

（大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社関西支社

（大阪市北区堂島一丁目2番5号）

2【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3【個人の場合】

該当事項はありません。



## 第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

## 1【株券等の所有状況】

## (1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成24年2月15日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	480(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券( )	-	-	-
株券等預託証券( )	-	-	-
合計	480	-	-
所有株券等の合計数	480	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	( - )	-	-

## (2)【公開買付者による株券等の所有状況】

該当事項はありません。

## (3)【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】

(平成24年2月15日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	480(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券( )	-	-	-
株券等預託証券( )	-	-	-
合計	480	-	-
所有株券等の合計数	480	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	( - )	-	-

## (4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

## 【特別関係者】

(平成24年2月15日現在)

氏名又は名称	寺井 久春
住所又は所在地	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号（公開買付者所在地）
職業又は事業の内容	デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社 取締役執行役員
連絡先	連絡者 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社 連絡場所 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 電話番号 03 - 5449 - 6310
公開買付者との関係	公開買付者の役員

## 【所有株券等の数】

寺井 久春

(平成24年2月15日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	480（個）	-（個）	-（個）
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券（ ）	-	-	-
株券等預託証券（ ）	-	-	-
合計	480	-	-
所有株券等の合計数	480	-	-
（所有潜在株券等の合計数）	（ - ）	-	-

## 2 【株券等の取引状況】

## (1) 【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

## 3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

## 4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

## 第4【公開買付者と対象者との取引等】

### 1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

### 2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

#### 対象者の賛同

対象者プレスリリースによれば、対象者としても、当社グループの一員となることにより、モバイル広告、特に今後の急速な成長が見込めるスマートフォン広告領域における両社の強みを活かした事業展開や取引顧客・サービス拡大と、それによるスマートフォン広告領域での更なる競争力強化を図れると考えているとのことです。

そして、対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けの成立を前提とした安定した資本関係に基礎を置きつつ、本資本業務提携契約を締結し、当社との間でより強固な提携関係を構築することが、対象者の企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資すると判断し、また、当社及び対象者とは独立した第三者算定機関であるブルータス・コンサルティングから取得した対象者の株式価値に関する算定書を踏まえて本公開買付けに関する諸条件その他の事情について慎重に検討した上で、本公開買付価格その他の条件は妥当で、対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、平成24年2月14日開催の対象者取締役会において、審議及び決議に参加しなかった西川氏を除く取締役全員一致により、本公開買付けに賛同し、かつ、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。なお、対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役ファウンダーである西川氏は、対象者の筆頭株主であり（所有株式数：1,679,900株、所有割合：11.99%）、かつ、当社との間で、応募対象株式について本公開買付けに応募する旨の合意をしているため、利益相反を回避し、取引の公正性に万全を期す意味から、本公開買付けに係る意見表明に関する全ての審議及び決議には参加していないとのことです。

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、当該決議に先立ち、当社及び対象者とは独立した第三者算定機関であるブルータス・コンサルティングに対象者の株式価値の算定を依頼し、平成24年2月14日付で同社より対象者の株式価値に関する算定書を取得したとのことです。なお、対象者は、ブルータス・コンサルティングから、本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得していないとのことです。

対象者プレスリリースによれば、ブルータス・コンサルティングは対象者の株式価値を算定するにあたり、対象者の財務状況、対象者普通株式の市場価値の動向等について検討を行った上で、DCF法及び市場株価法の手法を用いて対象者の株式価値の算定を実施したとのことです。同株式価値算定書によりますと、DCF法では315円から328円、市場株価法では225円から267円でのレンジが対象者の株式価値の算定結果となっているとのことです。

まずDCF法では、対象者の事業計画、直近までの業績と動向等の諸要素を考慮した平成24年2月以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を315円から328円までと分析しているとのことです。

次に市場株価法では、本公開買付け公表日の前営業日である平成24年2月13日を基準日として、東京証券取引所マザーズ市場における対象者の普通株式の直近1ヶ月平均の普通取引終値の単純平均値（244円）、直近3ヶ月平均の普通取引終値の単純平均値（225円）、直近6ヶ月平均の普通取引終値の単純平均値（231円）を基に、普通株式1株当たりの価値の範囲を225円から267円までと分析しているとのことです。

なお、対象者の平成23年12月31日現在の純資産合計から算出した株価純資産倍率（PBR）は1倍を割れておりますが、対象者の資産には上場営業有価証券等の不確定要素も含まれており、また、対象者は、対象者の株式価値を算定するにあたってはDCF法による評価結果が対象者の将来の収益力及び成長性を反映している点等を勘案し、DCF法による分析結果を最も重視し、当該分析結果の範囲内で、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募の推奨について検討を行い、応募を推奨する旨を決議したとのことです。

## 本資本業務提携契約

本資本業務提携契約の概要は以下のとおりです。

## ( i ) 目的

当社及び対象者は、本公開買付けによって、当社が対象者を子会社とし、両社が事業上の連携等を行うことで、両社の事業上のシナジーを実現させ、両社の企業価値を向上させることを目的とする。

## ( ) 業務提携

当社及び対象者は、本公開買付けが成立したことを条件として、モバイル広告、特に今後の急速な成長が見込めるスマートフォン広告領域において、更なる競争力強化を図るために、両社の取引顧客及びサービスの基盤拡大や、広告関連テクノロジーなど両社の強みを活かした事業展開に向けた業務提携を実施する。但し、当社は、対象者の独立性を尊重する。

## ( ) 資本提携

- ・対象者は、当社が本公開買付けを実施することを条件として、(A)本資本業務提携契約締結日に、( i )取締役会決議により、対象者が導入している大規模買付ルールに関して、本公開買付けが当該大規模買付ルールの対象となる大規模買付行為に該当しないことを確認する旨を決議するとともに、( )取締役会決議により本公開買付けに賛同し、対象者の普通株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨を決定し、( )当該決定について東京証券取引所の規則の定めるところにより公表し、(B)本公開買付けが開始された日に当社が法令に従い公開買付届出書を提出した場合は、同日に法令に従い当該決定の内容を記載した意見表明報告書を提出する。なお、対象者は、かかる意見表明報告書(その訂正報告書を含む。)に、法第27条の10第2項第2号に定める事項を記載しない。
- ・対象者は、本公開買付けの期間中、( i )本公開買付けに賛同し、対象者の普通株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の取締役会決議を維持し、変更又は撤回せず、( )当社以外の者が対抗公開買付けを開始し、又は開始することを公表した場合であっても、対抗公開買付けに賛同せず、かつ、賛同する旨を公表しない。但し、対抗公開買付けに賛同せず、又は、賛同する旨を公表しないことが対象者の取締役の忠実義務違反又は善管注意義務違反を構成することが客観的に明らかな場合はこの限りではない。

## ( ) 対象者の取締役構成

- ・本公開買付けが成立した場合、対象者は平成24年6月以降に開催予定の各定時株主総会において、取締役候補者の過半数(但し、当社の対象者株式所有割合が50%を上回る場合は、当社及び対象者で協議の上、過半数又は半数以下で当社が指定する数)を当社が指名する者とする取締役選任議案を上程し、同株主総会において議案が可決されるように必要な行為を行う。
- ・対象者は、対象者の取締役の過半数が、当社が指名する取締役でない限り、当社の対象者株式所有割合を希釈化させるおそれのある行為(組織再編による場合を含む。)、及び対象者の財務、事業、キャッシュフロー等に重大な悪影響を及ぼすおそれのある行為をする場合には予め当社の書面による同意を得なければならない。但し、対象者の取締役又は執行役が当該職務としての善管注意義務及び忠実義務を履行するために必要な行為を行う場合には、当社の同意を得ることは要しないが、事前に当社に当該行為の必要性について説明し、当社と誠実に協議を行う。
- ・対象者は、本公開買付け成立後、当社の指定する対象者の取締役及び執行役が、対象者の取締役及び執行役に在任し続けるよう、最大限努力する。

## ( v ) 上場維持

当社及び対象者は、本公開買付け成立後においても、対象者の株式が上場を維持できるよう誠実に努力する。

## ( ) 対象者株式の譲渡

当社が第三者に対してその保有する対象者の株式を譲渡する場合、当社は、当該株式の譲渡の実行の2週間前までに対象者に対し書面により通知する。

## ( ) 契約の解除等

当社及び対象者は、本公開買付けの成立後、(あ)相手方に本契約上の義務の重大な違反があり、相手方に対する催告後30日以内に当該違反が解消されない場合、及び(い)相手方につき、破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算その他これらに類する法的倒産手続の開始申立がなされた場合には、相手方に対する書面による通知により、本契約を将来に向けて終了させることができる。

## 本公開買付応募契約

当社は本公開買付けにあたり、西川氏らとの間で、平成24年2月14日付で本公開買付応募契約を締結し、応募対象株式について本公開買付けに応募する旨を合意しております。

その他、本公開買付応募契約の概要は以下のとおりです。

## ( i ) 議決権の行使

西川氏らは、本公開買付けが成立した場合であって、本定時株主総会において応募対象株式のうち本公開買付けの決済が完了したのものにつき議決権を有するときは、本定時株主総会における当該議決権の行使について当社の指示に従う。

## ( ) 対象者の役員選任に関する協力

西川氏は、本公開買付けが成立した場合、本定時株主総会において、当社の指名する者を対象者の取締役又は監査役に選任する旨の議案が上程されるよう、当社の要請に従い、対象者の取締役として必要な協力を行う。

## ( ) 本公開買付応募契約の解除(注1)

西川氏らは、(a)当社に本公開買付応募契約に規定される表明及び保証(注2)の重大な違反が存在する場合、又は(b)当社に本公開買付応募契約に定める義務(注3)の重大な違反が存在する場合には、本公開買付応募契約を解除することができる。

当社は、(a)西川氏らに本公開買付応募契約に規定される表明及び保証(注4)の重大な違反が存在する場合、(b)西川氏らに本公開買付応募契約に定める義務(注5)の重大な違反が存在する場合、又は(c)本公開買付けに賛同し株主に応募を推奨する旨の対象者の取締役会決議が行われず、当該取締役会決議が変更・撤回され、当該取締役会決議が行われた旨が公表されず、当該取締役会決議が変更・撤回された旨が公表され、若しくは当該取締役会決議が行われた旨を記載した意見表明報告書が対象者より提出されることが現実ではないと当社が合理的に判断した場合には、本公開買付応募契約を解除することができる。

(注1) 西川氏ら又は当社のいずれかによって本公開買付応募契約が解除された場合であっても、西川氏らはその任意の裁量により本公開買付けに応募することは禁止又は制限されておられません。

(注2) 本公開買付応募契約において、当社は、( i )当社の適法・有効な設立及び存続、( )本公開買付応募契約の締結及び履行に必要な権限及び権能の存在並びに必要な手続の履践、( )本公開買付応募契約の法的拘束力及び強制執行可能性、( )本公開買付応募契約の締結及び履行に必要な許認可等の取得・実施・履践、( v )本公開買付応募契約の締結及び履行の法令等との抵触の不存在、並びに( )反社会的勢力との関係の不存在を表明及び保証しております。

(注3) 本公開買付応募契約において、当社は、秘密保持義務及び契約上の地位の譲渡等の禁止義務等を負っております。

(注4) 本公開買付応募契約において、西川氏らは、西川氏らに関する事項として( i )西川氏らが日本国に居所を有する自然人であること、( )本公開買付応募契約の締結及び履行に必要な権利能力及び行為能力の存在、( )本公開買付応募契約の法的拘束力及び強制執行可能性、( )本公開買付応募契約の締結及び履行に必要な許認可等の取得・実施・履践、( )本公開買付応募契約の締結及び履行の法令等との抵触の不存在、( )反社会的勢力との関係の不存在、並びに( )対象者普通株式の適法かつ有効な所有等、所有する対象者株式に関する負担・制限等の不存在、潜在株式等の不存在を、また、対象者グループに関する事項として( i )適法・有効な設立及び存続、( )反社会的勢力との関係の不存在、( )発行済株式の数、それらの適法かつ有効な発行、潜在株式等の不存在、対象者の株式の取扱い又は経営に関する事項等に関する合意の不存在等、( )有価証券報告書等の正確性、( v )財務諸表の正確性・公正性及び簿外債務等の不存在、( )後発事象の不存在、( )締結する重要な契約の法的拘束力及び強制執行可能性、当該契約についての訴訟・クレーム等の不存在、競業禁止義務等の不存在、組合における追加出資義務の不存在等、( )事業の遂行上必要な資産の適法かつ有効な所有等又は使用権限、当該資産の使用についての支障の不存在、( )事業の遂行上必要な知的財産権の適法かつ有効な所有等又は使用権限、当該知的財産権の使用についての支障の不存在、当該知的財産権についての侵害通知等の不存在等、( )所有又は使用するシステム等の適切な保守等、当該システム等の使用についての支障の不存在、( )労働関連の法令等の違反、未払賃金、労働紛争の不存在等、( )公租公課等の適時かつ適法な支払い等、( x )法令等の遵守、( x )訴訟等の不存在、( xv )西川氏ら及びその関係者との間の契約等の不存在、( x )開示情報の正確性等、及び未開示の重要事実の不存在、並びに( x )本公開買付応募契約に関連する西川氏らのアドバイザー等への支払いに係る当社又は対象者グループの負担の不存在を表明及び保証しております。

(注5) 本公開買付応募契約において、西川氏らは、上記に記載した各義務のほか、( i )対象者をして通常の業務の範囲外の行為を行わせない義務、( )本公開買付けと抵触する勧誘行為等の禁止義務、( )本公開買付けへの応募以外の方法による対象者普通株式の第三者への処分等又は対象者普通株式の取得等の禁止義務、( )株主権の不行使、( v )対象者の事業との競業禁止義務・対象者役職員の勧誘等禁止義務、( )西川氏の対象者取締役在任中における忠実義務、善管注意義務及び職務専念義務、( )秘密保持義務、並びに( )

契約上の地位の譲渡等の禁止義務等を負っております。

## 第5【対象者の状況】

## 1【最近3年間の損益状況等】

## (1)【損益の状況】

決算年月	-	-	-
売上高	-	-	-
売上原価	-	-	-
販売費及び一般管理費	-	-	-
営業外収益	-	-	-
営業外費用	-	-	-
当期純利益（当期純損失）	-	-	-

## (2)【1株当たりの状況】

決算年月	-	-	-
1株当たり当期純損益	-	-	-
1株当たり配当額	-	-	-
1株当たり純資産額	-	-	-

## 2【株価の状況】

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	株式会社東京証券取引所マザーズ市場						
	月別	平成23年8月	平成23年9月	平成23年10月	平成23年11月	平成23年12月	平成24年1月
最高株価（円）	273	277	260	254	232	254	269
最低株価（円）	203	210	213	190	193	205	245

（注）平成24年2月については、平成24年2月14日までの株価です。

## 3【株主の状況】

## (1)【所有者別の状況】

平成 年 月 日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 株）								単元未満株式の状況 （株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数 （単位）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数の 割合（％）	-	-	-	-	-	-	-	-	-

## ( 2 ) 【大株主及び役員の所有株式の数】

## 【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
計	-	-	-

## 【役員】

平成 年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
計	-	-	-	-

## 4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

## ( 1 ) 【対象者が提出した書類】

## 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第13期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) 平成22年6月25日 関東財務局長に提出

事業年度 第14期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日) 平成23年6月24日 関東財務局長に提出



## 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第15期第3四半期（自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日）平成24年2月14日 関東財務局長に提出  
対象者の第15期第3四半期報告書（平成24年2月14日提出）によると、第14期有価証券報告書（平成23年6月24日提出）の提出後、第15期第3四半期報告書（平成24年2月14日提出）提出日までの役員の異動は、次のとおりです。

## イ 役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
取締役	報酬委員	取締役	指名委員長 報酬委員 監査委員	前刀 禎明	平成23年8月4日
取締役	指名委員長 報酬委員長 監査委員	取締役	指名委員 報酬委員長	北城 恪太郎	平成23年8月4日

## ロ 新任役員

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（株）	就任年月日
代表執行役	会長	前刀 禎明	昭和33年8月5日生	昭和58年4月 ソニー株式会社入社 平成元年1月 ベイン・アンド・カンパニー入社 平成3年5月 ウォルト・ディズニー・ジャパン入社 平成9年1月 AOLジャパン入社 平成11年9月 株式会社ライブドア代表取締役社長兼CEO 平成16年4月 米国Apple Computer, Inc.入社 平成16年10月 アップルコンピュータ株式会社代表取締役 平成18年12月 当社取締役（現任） 平成19年8月 株式会社リアルディア代表取締役（現任）	（注）		平成23年8月4日

（注） 第15期事業年度に関する定時株主総会終結の時まで。

## 【臨時報告書】

該当事項はありません。

## 【訂正報告書】

訂正報告書（上記第13期有価証券報告書の訂正報告書）を平成22年6月30日に関東財務局長に提出

## (2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 5【その他】

(1) 対象者は、平成24年2月14日付で「子会社株式の譲渡（売却）に関するお知らせ」を公表しており、それによれば、対象者は、平成24年2月14日開催の取締役会において、株式会社アルトビジョンの株式全部をエイケア・システムズ株式会社へ売却することを目的とした基本合意を締結し、今後、正式な株式譲渡契約の締結に向けた協議を開始することを決議したとのことです。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

(2) 対象者は、平成24年2月14日付で「業績予想及び配当予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表に基づく、対象者の平成24年3月期通期連結業績予想及び1株当たり配当予想の修正の概要は以下のとおりです。なお、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、当社はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際かかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

平成24年3月期通期連結業績予想数値の修正（平成23年4月1日～平成24年3月31日）

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり四半期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
前回発表予想（A）	5,370	530	480	470	35.44
今回修正予想（B）	5,370	530	480	800	60.33
増減額（B - A）	-	-	-	330	-
増減率（%）	-	-	-	70.2%	-
（ご参考）前期実績 （平成23年3月期）	5,418	311	270	181	14.36

（注）対象者は、平成23年10月1日付で普通株式1株につき100株の割合をもって株式分割を行っております。このため、前回発表予想、今回修正予想及び前期実績の1株当たり四半期純利益は、当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたものと仮定して算定しております。

## 平成24年3月期連結業績予想修正の理由

対象者は平成23年5月にスマートフォン向け広告事業に本格参入し、スマートフォン向けアドネットワーク「AD-STA for smartphone」、インターネット広告効果測定ツール「ngi Ad Platform」、スマートフォン特化型広告配信SSPサービス「AdStir」、SEOツール「RISEO」等、スマートフォン関連サービスを次々とリリースしており、これらのスマートフォン関連サービス売上は堅調に推移しております。

また、対象者は、将来の収益獲得機会の拡大を見据え、当該収益をSSPサービス「AdStir」の海外展開や、スマートフォン特化型RTB広告配信システム「BYPASS」などの開発投資に充てる見込みであります。

従いまして、売上高、営業利益、経常利益は、概ね予想通り推移する予定です。

当期純利益につきましては、平成24年3月中を目途に対象者子会社である株式会社アルトビジョンをエイケア・システムズ株式会社（若しくはエイケア・システムズ株式会社のグループ会社：以下、エイケア社）へ売却する見込みであり、当該売却による特別利益の計上が増加理由となります。

なお、当該事項につきましては、エイケア社のデューデリジェンスの結果やその他の法的制約事項等により、不成立・契約遅延・見込価格の変動等の可能性がございます。

## 配当予想修正の内容

年間配当金			
	第2四半期末	期末	合計
	円 銭	円 銭	円 銭
前回予想	-	1 80	181 80
今回修正予想	-	4 20	184 20
当期実績	180 00	-	180 00
前期実績 (平成23年3月期)	110 00	110 00	220 00

- ・ 前回予想及び今回修正予想の期末には、株式分割後の1株当たり配当金額を表示しております。
- ・ 前回予想及び今回修正予想の合計には、株式分割前の第2四半期末の配当と、株式分割後の期末配当金を合計した金額で表示されております。株式分割実施前に換算すると、前回予想期末配当は1株当たり180円、年間配当は360円相当となり、今回予想期末配当は1株当たり420円、年間配当は600円相当となります。

## 配当予想修正の理由

対象者は、株主への利益還元について重要な経営課題と認識し、各期の経営成績及び財政状態、将来の事業計画等を総合的に勘案したうえで、連結業績における当期利益の10%を目安として株主に還元を行う方針であります。この度「平成24年3月期通期連結業績予想数値の修正」に記載のとおり、当期利益の予想数値を4.7億円から8億円に上方修正したことに伴い、上記配当政策に準じて配当予想を修正致しております。